

## 令和4年度

### 第28回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年10月11日(火曜日) 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（18名）

1番	湯川	徳弘	10番	中村	弘
2番	辻本	傑	11番	廣井	伸多
3番	笠野	喜久雄	12番	大河内	壽一
4番	山本	茂樹	13番	曾根	光彦
5番	藤田	城司	14番	岩橋	章
6番	古川	祐典	15番	丸山	勝
7番	土橋	ひさ	17番	坂東	紀好
8番	谷河	績	18番	吉川	松男
9番	吉中	雅三	19番	岩橋	章博

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷	知彦
課	長	中村	保
副課	長	藤田	誠一
班	長	中居	一樹
企画員		西森	和子
副主査		殿元	輝之

農林水産課

課	長	中兀	成浩
班	長	中川	拓哉
副主査		中井	寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第28回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書29ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第28回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る9月28日、廣井委員、丸山委員、坂東委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。なお、中尾委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、辻本委員に申し上げます。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆中井副主査 番外、説明させていただきます。本件は、農業振興地域の整備に関する法律 第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全6件の申出があり、1ページに、位置図を示しております。全6件、一括して説明させていただきます。

①について説明させていただきます。参考資料の4ページから9ページをご覧ください。4ページにありますように申出地

は、赤色で着色し示しており、和佐地区、和歌山市立和佐小学校の・・・に位置しております。また、5ページには代替地を、6ページには申出時に受領した代替地検討書を、7ページには申出地を周囲から撮影した写真を、8ページには、農用地区域の広がり、9ページには、関係各課の意見を示し添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者の・・・氏は、土地所有者の・・・氏の長男であり、令和4年7月7日に農業後継者指名を受けています。利用者は、妻と子供3人で賃貸アパートに住んでいますが、住居が手狭であり、耕作の手伝いなども考慮し、なるべく実家に近い場所に新居を建築したい意向です。また、利用者が申出地に住むことにより、両親の高齢に伴う不安及び今後の営農に伴う危惧等を解消することができるということです。申出地は、北側に実家である宅地、東側に水路及び市道、南側及び西側に農地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

②について説明させていただきます。参考資料の10ページから16ページをご覧ください。10ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、和歌山市立和佐小学校の・・・に位置しております。また、11ページ、12ページには代替地を、13ページには申出時に受領した代替地検討書を、14ページには申出地を周囲から撮影した写真を、15ページには、農用地区域の広がり、16ページには、関係各課の意見を示し、添

付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。利用者は夫婦であり、・・・氏は土地所有者の・・・氏の次男で、令和4年7月26日に農業後継者指名を受けています。利用者夫婦は、賃貸アパートに住んでおり、今後子供を授かった場合、現在の住居では手狭となることや、耕作の手伝いなども考慮すると、なるべく実家に近い場所に新居を建築したい意向です。また、利用者が申出地に住むことにより、両親の高齢に伴う不安及び今後の営農に伴う危惧等を解消することができるということです。申出地は、北側に農地及び水路、東側に実家である宅地、南側に里道及び水路、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

次に③、④について一括して説明させていただきます。参考資料の17ページから24ページをご覧ください。17ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、申出地③、④ともに西和佐地区、申出地③は、和歌山市立西和佐小学校の・・・に、申出地④は同小学校の・・・に位置しております。また、18ページには既存事業用地及び代替地を、19ページには申出時に受領した代替地検討書を、20ページ、21ページには③、④の申出地を周囲から撮影した写真を、22ページには、農用地区域の広がり、23ページ・24ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。申出地③、④の利用者である・・・は、昭

和61年設立、関連会社を含めた従業員は約80名で、・・・及び・・・の製造・販売を行っています。これまでの事業拡大や有田市にある・・・が令和5年10月を目途に閉鎖されることとなったため、岡山県倉敷市の・・・にある・・・から原料の供給を受けるようになっているということです。その影響により、輸送に時間やコストを要するため、これまでの3倍程の量をストックしておく必要が生じ、現在の事業用地では手狭となっているということです。また、原材料や製品だけではなく段ボールなどの副資材の保管場所となる倉庫や露天資材置場、従業員用の露天駐車場も不足しているということで、既存施設の隣接地に、倉庫や露天資材置場及び露天駐車場を設けることにより、事業用地不足の解消と利便性や安全性も含めた作業効率の向上を図ることができるという意向です。申出地③は、北側に宅地、東側に既設事業地、南側に水路をはさみ農地、西側に里道に隣接した農地となっています。申出地④は、北側に農地、東側に既設事業地及び農地、南側に市道、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、産業活性化における地域振興が図れる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

次に⑤について説明させていただきます。参考資料の25ページから31ページをご覧ください。25ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、名草地区、和歌山市立明和中学校の・・・に位置しております。また、25ページ・26

ページ・27ページには代替地を、28ページには申出時に受領した代替地検討書を、29ページには申出地を周囲から撮影した写真を、30ページには農用地区域の広がり、31ページには関係各課の意見を添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者の・・・氏は・・・を営んでおり、申出地の隣接地の空家を住居として購入するも、駐車スペースが少ないため、申出地を露天駐車場や西側市道からの進入路として利用したい意向です。申出地は、北側及び東側に宅地、南側に農地、西側に水路及び市道に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

次に⑥について説明させていただきます。参考資料の32ページから37ページをご覧ください。32ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、小倉地区、和歌山市立小倉小学校の・・・に位置しております。32ページ、33ページには代替地を、34ページには申出時に受領した代替地検討書を、35ページには申出地を周囲から撮影した写真を、36ページには農用地区域の広がり、37ページには関係各課の意見を添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者である・・・は、・・・であり主に・・・から・・・まで幅広くサービスを提供しています。全国を対象に安定した通信サービスを提供するために、日頃から各地域の電波状態を改善するために中継施設を増設していますが、この地域における電波状態を改

善するため空中線系電波施設を設置する意向です。申出地は、北側に農地、東側に農地、南側に宅地、西側に市道に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農業者を含む住民の利便性向上により地域振興が図られる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

以上の6件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第5号までの要件のすべてを満たすと判断し、除外を行おうとするものです。なお、第1号から第5号の要件につきましては、席上配布しております1枚もののA4横印刷の「農用地区域から除外を行う際の判断基準について」をご覧ください。

第1号から第5号までの概要につきましては、1 申出地以外に代替すべき土地がないこと

2 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

3 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

となっています。説明については以上となります。ご審議の程、よろしく願い致します。

◆会長（谷河 績）No. 3及びNo. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井 伸多）案第1号No.

3. No. 4についてご報告致します。

去る9月28日に岩橋章博委員と事務局藤田副課長、殿元副主査と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。本申請は農用地区域除外許可申請で除外目的は・・・と・・・は露天駐車場、露天資材置場で・・・については資材保管倉庫です。事情聴取には申請人である・・・の代表取締役を務める・・・氏と・・・の・・・氏が出席されました。申請人は・・・で・・・および・・・などの・・・などの製造販売をしております。また現在は・・・に・・・と・・・の保管用の倉庫が完成し商品の生産・保管・販売に効率上昇が見込めるようになったそうです。その成果として既存の得意先への売上が順調に伸び、また、新規の得意先も増え続けています。更には・・・等の・・・や・・・における・・・の導入なども新規に開始しております。関連会社として・・・直近3年間のグループ合算の売上高は・・・の伸び率となっております。従業員数はグループ合計で・・・となり直近3年間で・・・を新規採用し、今後も増員を検討しております。一方で・・・として稼働していた紀ノ川市・・・にある同社・・・を家主都合により退去するにあたり、露天資材置場として利用していた・・・に代替施設を建築したことにより原料や資材の保管場所を圧迫し、前述した・・・と・・・倉庫への製品の移動や出荷のスペース、更には来客用スペースを確保するために従業員駐車場が玉突き状態で迫いやられている現状では業績好調による新規採用もままならない状況です。メイン仕入先である・・・

・・・からの・・・等の受け入れは、長距離輸送のため小LOTでは効率が悪くなるので一度に大容量を受け入れる十分なスペースが必要となります。以上が議案No.4についての申請理由です。

次に本申請地の隣接地にある屋内危険物貯蔵所に関して、本来の貯蔵品目である・・・等でなく製品化前の・・・や・・・の関連付帯品も保管されており、消防署から改善指導を受けています。その為、それらを保管する倉庫が新たに必要となったことが議案No.3についての申請理由です。候補地に関しては、やはり作業効率性や利便性を考慮して同社本社付近が妥当であり、参考資料18・19ページを参照して頂いて1から3に関しては営農継続意思が強いので断念、4から6に関しては条件面で折り合いがつかず断念し、申請地の内・・・と・・・の所有者とは以前条件面で折り合いませんでしたが、今回改めて条件面で合に達し・・・とあわせて本申請したものです。排水に関して雨水のみで既存水路へ放流予定で周辺農地への影響もないものと思われ、また議案第1号No.4の2筆の農地については10数年の耕作放棄地となっていたので今回の申請により解消される事になるので周辺農地の持ち主や住民からも歓迎され、特に問題は無いと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。

議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑）排水について水路に油等でませんか。防止措置は？

◆11番（廣井 伸多）分水トラップをしてあるとの事。

◆2番（辻本 傑）周辺とのトラブルとらないか。追加の規制は？

◆1番（湯川 徳弘）油会社にいました。申請を専門にやっていた。オイル等の関連施設では、ピットで防止対策している。消防法で決まっている。

◆会長（谷河 績）議案第1号について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、「やむを得ない」と決定しました。議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田のみで1, 537㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、28ページの議案第7号農用地利用集積計画No. 91で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。なお、これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 1は無償移転ですが、譲渡人が市外に居住しており、農業を継続していくことが困難であるため、今まで農地の面倒を見てくれていた譲受人に贈与したいとのこと

です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、東山東地区・・・山東駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。自身が所有する耕作地が周辺にあり、農業を営むために適地であることから当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No.2 申請地は、西山東地区・・・、伊太祈曽駅から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当すると思われま。申請地西側の県道の拡幅事業により既存の農業用倉庫の建て替えが必要になったとのこと。これを機に自身の農業経営を維持するため当該申請地を農業用倉庫、駐車スペース、作業場へ転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。まず、No.8を先議とさせ

ていただきます。

岩橋章委員一時退席をお願いします。

・・・岩橋章委員退席・・・

No.8について

◆殿元副主査 番外 説明します。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。No.8の案件について説明します。

No.8 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・であり、独立して・・・を開業したいということ、また今の居住している住居が手狭になってきたこと等の理由から妻の実家に近い当該申請地を・・・及び個人住宅へ転用申請するものです。なお、1F部分がクリニック、2F部分が住宅部分となります。

また、開発許可申請中であり、使用貸借権設定です。

◆会長（谷河 績）議案第6号No.8について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No.8は可決と決定しました。

・・・岩橋章委員着席・・・

◆会長（谷河 績）次に、No.8以外について

◆殿元副主査 No.8以外の案件について説明します

No.1 申請地は、東山東地区・・・、四季の郷公園から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘ



クタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は同地区内で・・・を営んでおりますが、業績も伸び、建築資材を置く場所が不足していることから自社が所有する事務所の隣接にある当該申請地を露天資材置場として転用するため申請するものです。

No.2 申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設及び農産物集出荷施設に該当すると思われま。 「国道42号和歌浦地区歩道整備事業」に伴い申請人が・・・を営む法人の店舗敷地を和歌山市が用地買収することとなりました。その移転先として今回、当該農地を・・・として転用するために申請するものです。なお、申請人が転用行為を完了した後、備考に記載されている法人へ賃貸する契約となります。また、開発許可申請中で、特定事業許可申請中です。

No.3 申請地は、紀伊地区田屋、北サービスセンターから・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・及び・・・などを営んでいる法人であります。近隣に住宅展示場があり、来客用の駐車場が不足しているためスペースを新たに確保したいとの要望があったことから、当該農地を貸露天駐車場として転用申請するものです。

No.4 申請地は、和佐地区・・・、和佐小学校の・・・であり、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は不動産業を営んでおり、住宅需要が高

い当該申請地を分譲住宅4戸及び泥上げ用地として転用申請するものです。開発許可申請中です。

No.5 申請地は、安原地区・・・、智辯和歌山高等学校か・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、申請地の・・・を所有しています。運送の需要が高まっており、事業を拡大していくにあたって運送荷物を保管するスペースを確保するため、当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。

No.6 申請地は、川永地区・・・、和歌山バイパス永穂交差点から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人が申請地北側の住宅に居住しておりますが、自家用車を駐車するスペースがないことから、父親が所有する当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No.7 申請地は、川永地区・・・、和歌山バイパス永穂交差点から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張であるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・で・・・を営んでおりますが、事業拡大に伴い、自動車を保管するスペースが不足していることから、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No.9 申請地は、川永地区・・・、誠佑記

念病院から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、・・・で工場を所有し、経営しています。事業の拡大に伴って、従業員や来客、配送業者などの駐車スペースが不足していることから、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。また、No. 2・4・9については現地調査及び事情聴取を行っておりますので委員より報告があります。

◆会長（谷河 績）No. 2及びNo. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章博委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博）議案第6号No. 2について報告します。10月28日現地調査並びに事情聴取を廣井委員と事務局とで実施しました。申請地は第1種農地で約3,857㎡もあり、四方が農地に囲まれている状況です。しかし、本申請の事業目的は・・・であり、・・・も仕入れているとの事でした。第1種農地の転用の例外規定を適用するとの事です。申請人は・・・の母親で、・・・の役員でもあり、転用後・・・に賃貸する予定とのことです。・・・社長と面談し、申請の経緯を聞くと、現在の・・・の土地が国道42号線拡幅のため立ち退きとなり、本申請地を移転先と考えているとの事です。この農地を選んだ理由を聞くと、早朝5時頃から集出荷のためトラックが出入りする。・・・機械は8時～16時まで稼働するので騒音が出るため住宅地では無理、南インターがあり利便性

がある、との事でした。建築面積1,443㎡、北側調整池236㎡残りが約2,100㎡となり2,100㎡もの面積が必要なのかとの質問に、現在、会社は・・・が・・・など3カ所に分散しており、これを一つに集約したい、和歌山市ははじめ全国各地から米が大型トレーラで届く、自社の2～3tトラック10台、社員20名分の車の駐車場が必要との事でした。本申請の建屋の高さは11.7m、奥行70mあり、申請地西側に間口8m奥行124mの南北の細長い農地があり、隣接同意は得ているとは言え、北側約70mが午前中、陽が遮られるおそれがあるため、一般基準である周辺農地の営農条件に支障を生じさせないと言えるのか疑問が残ります。以上です。続きまして議案第6号No. 4を報告します。申請地は和佐小学校・・・に接しており第2種農地となります。・・・と面談しました。今回の申請の経緯を聞くと、申請地所有者が女性で高齢化したため耕作が出来なくなったとの事でした。排水は県道側水路でなく北側水路へ放流し、本来の水路の泥上場は水路北側にありますが、舗装して道路として利用しているため、地元の要望で申請地側に設けることにしたとの事でした。本案件は第2種農地ではありませんが、付近には内科、皮膚科、眼科医院、福祉施設などがあり、今後、市街化が進んでくるように思われます。以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。次に、No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

15番（丸山 勝）議案第6号No. 9について説明します。本件は、農地法第5

条の許可申請で9月28日、私と坂東委員それに事務局と共に現地調査と申請者から事情聴取を行いました。申請地は、和歌山市永穂401番地の1で、国道24号線と和歌山バイパスの七瀬川橋の東側を北側に約50m入った1,471㎡の第2種農地です。地目は田、現況はキャベツとブロッコリーが移植されていました。申請者は、申請地に隣接する・・・(資本金・・・、従業員・・・)の代表者で、・・・を営んでおり、・・・等と取引しているとのことである。転用目的は、現在の会社敷地内では、社用車や従業員車両の駐車場スペースが20台程度しかなく飽和状態で、特に、年末には取引先の保冷車が頻繁に出入りして混雑することや、今後、事業を拡大する予定もあり近隣で土地を探していたところ、譲受人から声掛けを頂き本申請に至ったとのことです。造成工事費用は・・・で、現在、申請地は作付けされていることから、収穫と許可を待つて工事にかかるとのこと。進入路は、会社敷地と申請地の間に水路があるため、その上に6メートルの鉄板を敷き、申請地には少し盛り土してから碎石処理し、雨水等は西側に面した水路に流すとのこと。転用に伴う付近の農地に対する影響や用水路等への被害は問題ないと考えられます。特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長(谷河 績)ありがとうございます。議案第6号No. 8以外について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。No. 2は、報告があったように半分が日陰になるので、個人としてはいかがかなと思う。

◆18番(吉川 松男)水路に6mの鉄

板を敷く場合は許可がいるが。

◆殿元副主査 土地改良区の同意を得ています。

◆18番(吉川 松男)分かりました。

◆19番(岩橋 章博)先ほど現地調査の日陰になる報告ですが、隣接同意があるので周辺農地に影響が無いと判断することには疑問がある。同意は関係なしに農業委員が判断してもいい。出来れば会長から県会議にて口頭で意見してほしい。

◆会長(谷河 績)県の常設で意見を述べろとのことなのでさせていただく。その他、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 8以外についても可決と決定しました。議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。まず、No. 17を先議とさせていただきます。吉中委員一時退席をお願いします。

・・・吉中委員退席・・・

◆西森企画員 番外 先議のため議案第7号 No. 17について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。再設定の契約で、使用貸借権、期間は3年、地目は田、面積は991㎡です。以上です

◆会長(谷河 績)議案第7号No. 17について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 17は可決と決定しました。

・・・吉中委員着席・・・

次に、No. 66を先議とさせていただきます。湯川委員一時退席をお願いします。

・・・湯川委員退席・・・

◆西森企画員 番外、先議のため議案第7号 No. 66について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。再設定の契約で、使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積は718㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第7号No. 66について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 66は可決と決定しました。

・・・湯川委員着席・・・

次に、No. 17及び66以外について

◆西森企画員 番外 議案第7号 No. 17、66以外について説明いたします。利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、再設定契約が79件、新規の契約が10件で合計89件ございました。賃借権が9件、使用貸借権が80件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 16、No. 18からNo. 65、No. 67からNo. 77については、農業委員会による利用権の再設定、No. 78からNo. 84については、農業委員会

による利用権の新規設定、No. 85からNo. 88については、農地中間管理事業での再設定、No. 89からNo. 91については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が164,689.91㎡、畑が12,953㎡、総面積が177,642.91㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が7件あり、面積は田のみで15,242㎡です。なお、26ページのNo. 81については、新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 81につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので坂東委員さん報告願います。

◆17番（坂東 紀好）議案第7号No. 81農用地利用集積計画について、去る9月28日、丸山議員、事務局とともに現地調査ならびに事情聴取を行いましたので、ご報告いたします。当該借主（・・・氏）は新規就農者であります。現住所は・・・であります。和歌山市出身であり職業（・・・30年間勤務）の関係で現住所となっております。就農動機については、昨年配偶者を亡くし、何か人生の生きがいを見つけたく、以前より興味を持っていた農業に関わりたいと思ったそうです。また、・・・は出身地で・・・の・・・もしており、その組合員の中に営農知識が豊富な方もおり、営農活動のサポートも受けられるそうです。

当該借地は資料の通りであります。面積が1,456㎡であり、農業を生業とするならば厳しいと考えますが、半農半X的な就農希望である為、可能と判断します。尚、

現在所有する農機具はトラクターのみでありますが、他の必要農機具は当面はリースで対応し、今後規模拡大にあわせ、購入するとのことです。また、農機具や生産資材等の保管については貸主（・・・氏）所有の農業倉庫を使用させていただくそうです。事情聴取に於いて新規就農に於けるリスク等も意見交換いたしました。本人の就農に対する熱意が感じられるとともに利用権設定に係る用件を満たしており、特段問題ないと思われませんが、委員各位の慎重なる審議をお願いし、報告を終わります。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第7号No. 17・66以外について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号No. 17・66以外についても可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので、第28回総会を閉会いたします。

1時50分